

平成 2 2 年度業務実績報告書

平成 2 3 年 6 月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	2
i) 設置目的	
ii) 業務内容	
iii) 沿革	
iv) 設立根拠法	
v) 主務大臣（主務省所管課）	
vi) 審議等機関	
① 運営評議会	
② 研究活動委員会	
vii) 組織図	
(2) センターの所在地	3
(3) 資本金の状況	4
(4) 役員の状況	4
(5) 常勤職員の状況	4
3. 簡潔に要約された財務諸表	
(1) 貸借対照表	5
(2) 損益計算書	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	6
(5) 財務諸表の科目	7
4. 財務情報	
(1) 財務諸表の概況	9
(2) 施設等投資の状況	11
(3) 予算・決算の概況	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	12

5. 事業の説明

(1) 財源構造	13
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	14
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の見直し状況	14
2 外部委託の検討・実施状況	16
3 事務情報化の推進状況	16
4 決算情報・セグメント情報の公表の充実	17
5 経費の削減状況	17
6 随意契約の適正化等の推進	19
7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	20
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	21
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	23
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	28
4 財務・経営に関する情報提供等	33
5 国から承継した財産等の処理	38
III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1 自己収入の確保	40
2 人件費の削減	40
IV 短期借入金の借入状況	41
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	41
VI 剰余金の使用実績	41
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 人事に関する計画の策定・実施状況等	41

1. 国民の皆様へ

平成22年4月1日に、当センターの理事長に公募で選任され、就任後1年が過ぎました。この間、国立大学長、私立大学副学長等の経営経験を活かして、当センターの各事業の成果を高めるよう努力してまいりましたが、主要な関係者である国立大学法人及び国立大学附属病院、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下国立大学法人等）、その中でも特に国立大学附属病院との良好なコミュニケーションの促進に力を入れ、各事業において、一定の成果が上がったと考えております。

国立大学法人等は、わが国が厳しい国際競争を生き抜いていくために不可欠な科学技術や地域イノベーションの源泉であり、国や地域の成長に欠かせない存在です。また、国立大学附属病院は教育・研究・高度医療・地域医療貢献という大きな公的使命を持ち、国や地域の医学・医療の進歩に大きな役割を果たしております。

平成16年度に法人化された国立大学法人等を巡る経営環境はますます厳しさを増しておりますが、当センターは、施設費貸付事業、施設費交付事業等の財政支援機能のほか、国立大学法人等への財務・経営の改善に資するための情報提供、相談・助言等の機能を通して、国立大学法人等、特に国立大学附属病院を財政・財務・経営面で下支えしてまいりました。

しかし、昨年度に行われました政府の事業仕分けの結果、当センターの事業のうち、国立大学法人等への財務・経営の改善に資するための情報提供、相談・助言事業や財産管理等に関する協力・助言事業につきましては、平成22年度末をもって廃止され、また、調査・研究事業についても、平成23年度末をもって廃止されることとされました。

このように当センターの予算や機能は大幅に縮小されましたが、私どもは、当センターの事業として残された国立大学法人等の施設・設備の整備のための施設費貸付事業、施設費交付事業等の財政支援機能を通じて、大きな公的使命を果たしている国立大学法人等及び国立大学附属病院を手助けし、その公的使命の受益者である国民や地域住民の利益が損なわれないように、また、わが国の教育研究の進展に資するように、最大限かつ効果的に当センターの機能を発揮してまいりたいと考えております。

例えば、国立大学附属病院の再開発等を対象とした施設費貸付事業におきましては、各国立大学附属病院が公的使命を高めつつ、円滑かつ適切にその施設・設備の整備を行い、そして、確実にその債務を償還できるように、その公的使命を十分踏まえた様々な分析を行うとともに、事業そのものの機能の充実を図りたいと考えております。

なお、事業仕分けの結果、当センターの組織自体が「国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債権の取扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。」とされましたが、当センターの実施するすべての事業につきまして、今までどおり責任を持って確実に実施してまいります。

国立大学法人等の現場の皆様、国民の皆様、そして地域の皆様におかれましては、当センターがこれまで果たし、また、これから果たそうとしております大切な役割を十分にご理解いただき、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

独立行政法人国立大学財務・経営センター
理事長 豊田 長 康

2. 基本情報

(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑤ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

- | | |
|-------------|---|
| 平成 4年 4月 1日 | ・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足 |
| 平成 4年 4月10日 | ・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定
・ 準備室長に前川 正が就任
・ 創設準備室を文部省内に設置 |
| 平成 4年 5月 6日 | ・ 「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布 |
| 平成 4年 7月 1日 | ・ 「国立学校財務センター」設立
・ 初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任 |
| 平成11年 4月 1日 | ・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任 |
| 平成15年 7月16日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布 |
| 平成16年 4月 1日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任 |
| 平成22年 4月 1日 | ・ 第2代理事長に豊田長康（前鈴鹿医療科学大学副学長、元国立大学法人三重大学長）が就任 |

iv) 設立根拠法

v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

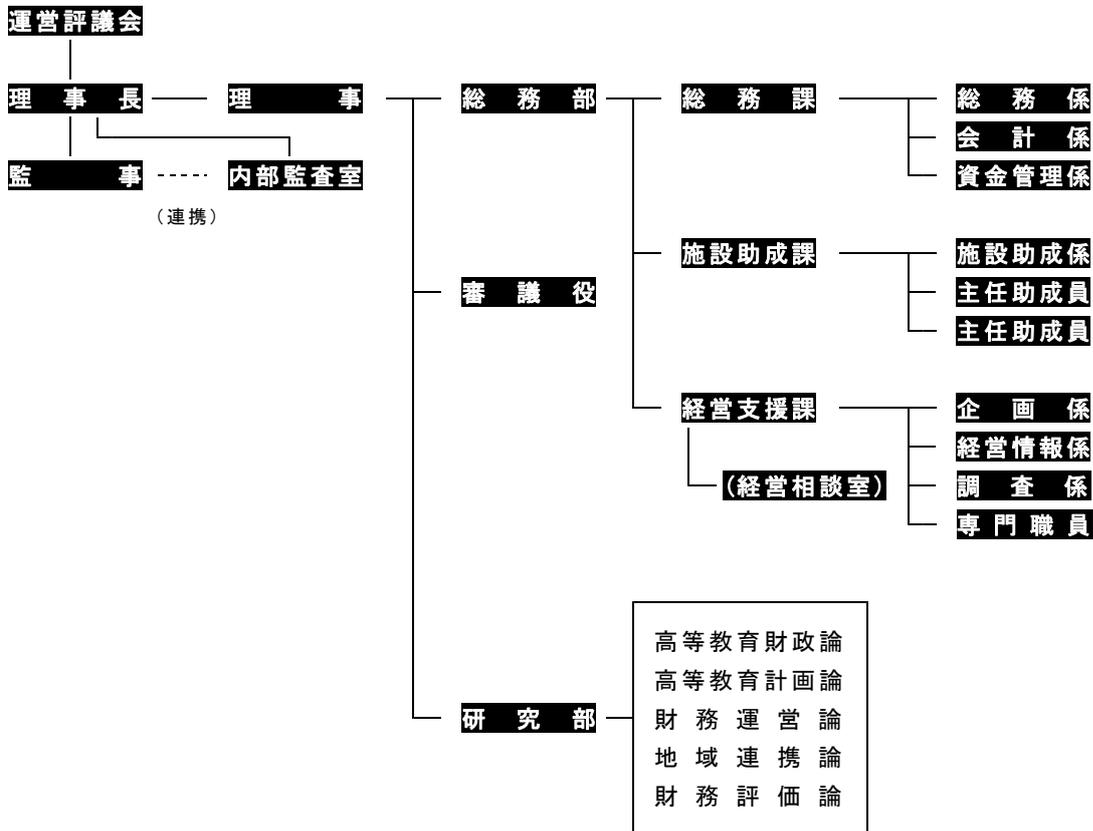
① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

vii) 組織図



(2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉 2-1-2

東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

(3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成23年3月末で96億2百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円となっています。

建物等については、学術総合センター41億19百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（C I C東京）15億62百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（C I C大阪）14億90百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	9,602	—	—	9,602
資本金合計	9,602	—	—	9,602

(4) 役員 の 状 況

（平成23年1月1日現在）

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	豊田 長康	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和53年12月 三重大学助手 平成 2年 7月 三重大学講師 平成 3年12月 三重大学教授 平成14年 2月 三重大学学長補佐 平成16年 4月 国立大学法人三重大学長 平成21年 4月 鈴鹿医療科学大学副学長 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事	吉田 靖	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 国立大学財務・経営センター理事
監事 （非常勤）	観山 正見	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）
監事 （非常勤）	小笠原 直	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	平成元年 4月 第一勧業銀行（現みずほコーポレート銀行） 平成 3年12月 太陽監査法人（現太陽ASG有限責任監査法人） 平成19年 4月 " 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）

（注）担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員 の 状 況

常勤職員は平成22年度末において24人（前期末比増減なし）であり、平均年齢は40歳（前期末40歳）となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は21人であり、民間からの出向者はありません。

（注）時点は、平成23年1月1日現在。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	914,436	流動負債	83,014
現金及び預金	9,160	一年以内償還予定	
有価証券	4,999	国立大学財務・経営センター債券	5,000
たな卸資産	16,447	一年以内返済予定長期借入金	16,862
施設費貸付金	384,672	一年以内返済予定承継債務	59,084
承継債務負担金債権	496,877	その他	2,068
その他	2,281	固定負債	800,707
固定資産	7,586	資産見返負債	104
有形固定資産	7,576	国立大学財務・経営センター債券	19,999
無形固定資産	10	長期借入金	342,811
投資その他の資産	0	承継債務	437,793
		負債合計	883,721
		純資産の部	
		資本金	9,602
		政府出資金	9,602
		資本剰余金	△2,155
		利益剰余金	30,854
		純資産合計	38,301
資産合計	922,022	負債純資産合計	922,022

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	30,290
業務費	30,097
人件費	177
減価償却費	104
施設費交付金	7,821
支払利息	19,561
その他	2,435
一般管理費	179
人件費	100
減価償却費	4
その他	75
財務費用	14
債券発行費	14
経常収益(B)	26,631
運営費交付金収益	400
共同利用施設貸付料収入	123
処分用資産賃貸収入	501
処分用資産売却収入	5,600
施設費交付金収益	130
受取利息	19,754
その他	124
臨時損失(C)	10
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	16
国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額(E)	3,684
当期総利益(B-A-C+D+E)	31

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	37,573
業務活動による支出	△152
人件費支出	△273
施設費交付金の交付による支出	△7,084
施設費貸付金の貸付による支出	△38,974
承継債務に係る利息の支払額	△14,801
長期借入金に係る利息の支払額	△4,673
センター債に係る利息の支払額	△275
その他の業務支出	△198
運営費交付金収入	455
共同利用施設の貸付による収入	120
承継債務負担金債権の回収による収入	61,435
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	14,801
施設費貸付金の回収による収入	15,707
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,141
処分用資産の売却による収入	5,600
処分用資産の貸付による収入	501
施設費交付金の納付による収入	130
その他の収入	112
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△3,761
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△38,215
債券の発行による収入	4,986
債券の償還による支出	△5,000
長期借入れ(財政融資資金借入金)による収入	36,454
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△13,220
承継債務の返済による支出	△61,435
IV 資金減少額(D=A+B+C)	△4,403
V 資金期首残高(E)	13,563
VI 資金期末残高(F=D+E)	9,160

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	4,175
損益計算書上の費用	30,300
(控除) 自己収入等	△26,125
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	282
III 引当外賞与見積額	1
IV 引当外退職給付増加見積額	24
V 機会費用	95
VI 行政サービス実施コスト	4,577

(5) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

投資その他の資産：宿舍の借りに伴い支出した敷金

一年以内償還予定国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券のうち、償還期日が1年以内の額

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金・無償譲与で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

施設費交付金：施設費交付事業による国立大学法人等への交付金

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守営繕費等の経費

財務費用：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

共同利用施設貸付料収入：学術総合センター講堂・会議室の利用料金等による収入

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

臨時損失：固定資産の除却及び売却により生じた損失

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成22年度の経常費用は30,290百万円と、前年度比16,536百万円減（35.3%減）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金の減14,313百万円（64.7%減）が主な要因です。

（経常収益）

平成22年度の経常収益は26,631百万円と、前年度比16,318百万円減（38.0%減）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金収益の減13,148百万円（99.0%減）となったことが主な要因です。

（当期総損益）

平成22年度の当期総利益31百万円と、前年度比8百万円減（21.2%減）となっています。これは、大学共同利用施設の管理運営業務における共同利用施設貸付料収入の減12百万円（9.0%減）となったことが主な要因です。

（資産）

平成22年度末現在の資産合計は922,022百万円と、前年度末比42,381百万円減（4.4%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減61,435百万円（11.0%減）が主な要因です。

（負債）

平成22年度末現在の負債合計は883,721百万円と、前年度末比38,431百万円減（4.2%減）となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減61,435百万円（11.0%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成22年度の業務活動によるキャッシュ・フローは37,573百万円と、前年度比21,553百万円増（134.5%増）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金の交付による支出が前年度比16,225百万円減（69.6%減）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成22年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△3,761百万円と、前年度比9,763百万円減（前年度6,003百万円）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の年度末保有額が増加したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成22年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△38,215百万円と、前年度比19,581百万円減（105.1%減）となっています。これは、施設費貸付事業における長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入が前年度比14,941百万円減（29.1%減）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常費用	36,227	36,496	36,575	46,826	30,290
経常収益	29,769	33,430	39,542	42,950	26,631
当期総利益（△当期総損失）	14	△3	2,967	39	31
資産	1,015,284	999,344	987,687	964,403	922,022
負債	967,770	955,402	941,068	922,152	883,721
利益剰余金	38,694	35,628	46,619	42,251	38,301
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,350	11,330	19,651	16,020	37,573
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,896	△267	3,942	6,003	△3,761
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,866	△12,162	△13,927	△18,634	△38,215
資金期末残高	1,607	508	10,174	13,563	9,160

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業利益は25百万円と、前年度比5百万円の増（27.6%増）となっています。これは、経常費用が607百万円と前年度比8百万円の減（1.2%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩し額は、3,684百万円と、前年度比212百万円の減（5.4%減）となっています。これは、施設費交付事業等の必要額と旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産売却収入等との差額となります。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般勘定	15	△3	200	19	25
施設整備勘定	△6,472	△3,063	2,767	△3,896	△3,684
合計	△6,457	△3,066	2,966	△3,876	△3,659

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は7,882百万円と、前年度比307百万円の減（3.7%減）となっています。これは、固定資産が減価償却等により前年度比398百万円の減（5.0%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は914,140百万円と、前年度比42,074百万円の減（4.4%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が384,672百万円と、前年度比23,267百万円の増（6.4%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が496,877百万円と、前年度比61,435百万円の減（11.0%減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般勘定	9,628	9,077	8,753	8,189	7,882
施設整備勘定	1,005,656	990,267	978,934	956,214	914,140
合計	1,015,284	999,344	987,687	964,403	922,022

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成22年度の行政サービス実施コストは4,577百万円と、前年度比186百万円の減（3.9%減）となっています。これは施設費交付事業において施設費交付金が14,313百万円の減（64.7%減）となったものの、施設費交付金収益が13,148百万円の減（99.0%減）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務費用	7,032	3,690	△2,271	4,362	4,175
うち損益計算書上の費用	36,227	36,496	36,575	46,826	30,300
うち自己収入	△29,195	△32,807	△38,845	△42,464	△26,125
損益外減価償却累計額	261	505	291	295	282
引当外賞与見積額	-	2	△4	0	1
引当外退職給付増加見積額	14	11	5	△4	24
機会費用	148	109	109	110	95
行政サービス実施コスト	7,454	4,316	△1,869	4,763	4,577

(2) 施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	546	546	522	522	496	496	482	482	455	455	
産学協力事業収入	235	284	271	291	294	292	79	129	114	121	※1
長期借入金等	66,100	65,817	70,600	68,569	67,400	65,797	59,500	56,395	53,400	41,454	※2
財産処分収入納付金等	899	1,195	49	123	5,280	6,398	7,071	13,278	78	130	※3
承継債務負担金等収入	106,024	105,784	107,598	107,060	105,149	104,703	99,354	98,667	97,575	97,084	※4
不動産処分収入	6,283	0	6,300	6,300	7,800	7,800	6,800	6,800	5,600	5,600	
財産貸付料収入	733	734	616	735	668	661	621	592	534	501	※5
その他の収入	820	6,477	1,757	3,121	279	9	2	17	2	21	※6
支出											
センター事業費	317	297	299	308	280	276	276	220	264	228	※7
一般管理費	230	219	225	208	217	196	208	167	194	175	※8
産学協力事業費	235	291	271	277	294	262	79	100	114	92	※9
施設費貸付事業費	66,100	65,817	71,155	69,124	68,789	67,186	61,274	58,170	50,920	38,974	※10
施設費交付事業費	8,600	8,347	8,600	8,342	9,224	8,992	11,302	23,309	7,494	7,084	※11
承継債務等償還金	105,963	105,661	106,551	105,930	103,771	103,184	97,279	96,435	99,728	99,129	※12
その他の支出	194	210	611	298	4,791	340	438	394	463	409	※13

(注) 平成21年度より「財産処分納付金等」は「財産処分納付金」に名称を変更した。

平成21年度より「不動産処分収入」は「財産処分収入」に名称を変更した。

平成21年度より「不動産貸付料収入」は「財産貸貸収入」に名称を変更した。

平成21年度より「承継債務負担金等収入」は「長期貸付金等回収金」、「長期貸付金等受取利息」、「有価証券利息」に分割して区分しており、平成21年度以降の予算、決算は合算額を記載した。

平成21年度より「承継債務等償還金」は「長期借入金等償還」、「長期借入金等支払利息」に分割して区分しており、平成21年度以降の予算、決算は合算額を記載した。

※1 会議室貸出実績が見込を上回ったことによる。

※2 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果が見込を下回ったこと等による。

※3 国立大学法人等が見込以上に財産を処分したことによる。

※4 実際の貸付金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。

※5 地価の下落に伴い、国立新美術館が見込以上に土地を購入した結果、貸付面積が減少したことによる。

※6 資金運用の結果による。

※7 経費の削減を図ったことによる。

※8 経費の削減を図ったことによる。

※9 経費の削減を図ったことによる。

※10 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果が見込を下回ったこと等による。

※11 地価の下落に伴い、不動産購入費が見込を下回ったこと等による。

※12 実際の借入金金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。

※13 第5回センター債券の金利が見込を下回った結果、支払債券利息が減少したことによる。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、17頁「5 経費の削減状況」を参照。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は26,631百万円で、その内訳は、運営費交付金収益400百万円（収益の1.5%）、共同利用施設貸付料収入123百万円（0.5%）、処分用資産賃貸収入501百万円（1.9%）、処分用資産売却収入5,600百万円（21.0%）、施設費交付金収益130百万円（0.5%）、受取利息19,754百万円（74.2%）、その他の収益124百万円（0.5%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益72百万円（事業収益の0.3%）、処分用資産賃貸料収入501百万円（1.9%）、処分用資産売却収入5,600百万円（21.0%）、施設費交付金収益130百万円（0.5%）、受取利息19,754百万円（74.2%）、その他の収益19百万円（0.1%）、国立大学法人等に対する財務経営支援事業では、運営費交付金収益148百万円（0.6%）、その他の収益21百万円（0.1%）、大学共同利用施設の管理運営事業では共同利用施設貸付料収入123百万円（0.5%）、その他の収益77百万円（0.3%）、法人共通では、運営費交付金収益181百万円（0.7%）、その他の収益7百万円（0.0%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成22年度36,454百万円、期末残高359,673百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成22年度5,000百万円、期末残高25,000百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の見直し状況 … 資料1参照

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

（注）点線枠内は「平成22年度年度計画」以下同じ。

(1) 役員の状況

役員については、引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持した。

(2) 事務組織の状況

平成22年度は、総務部長1名、審議役1名、総務課7名、施設助成課6名、経営支援課5名の計20名の体制（平成23年3月31日現在）で各事業を実施している。

(3) 研究組織の状況

研究部については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、及び財務評価論）の体制を継続した。

平成22年度の人員配置については、平成21年5月末で研究部長（教授）が退職したため欠員となっていたポストについて、平成22年4月に教授1名を採用し、同者が新たな研究部長に就任した。平成22年度は研究部長1名、教育研究職員3名の体制で調査研究を実施している。

これらのほか、客員教員6名、外国人研究員（1/30-2/12）1名を配置した。

(4) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。

① 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等15名で構成）を平成22年6月、平成23年1月及び3月に開催した。

平成22年度は、平成22年度事業の進捗状況、平成23年度年度計画等について審議を行った。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等12名で構成）を平成23年3月に開催した。

平成22年度は、平成22年度調査研究活動の進捗状況、平成23年度年度計画のうち調査研究に係る事項、平成23年度研究部人事等について審議を行った。

③ 所内会議

所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。

当センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に

取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。

また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。

(5) 内部統制の状況

○ 法人の長のマネジメント環境の整備

予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。

○ 法人のミッションの周知・徹底

原則、毎月2回開催する連絡会議（構成員：理事長、理事、監事、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員）において、必要に応じ、当センターの運営方針について周知している。また、平成22年度から新たな理事長が就任したことから、同理事長による運営方針を作成のうえ、各執務室に掲示し、全役職員に対して周知徹底した。そのほか、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。

○ リスク管理

法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長で対応について検討し、対処している。例として、平成22年4月に行政刷新会議による「事業仕分け」の評価結果において、一橋記念講堂等の会議施設の運営事業が廃止とされた際には、直ちにその影響（リスク）について検討し、会議施設の利用者（利用予定者を含む）に対して影響が及ばないように今後適切に対処する旨を当センターのウェブサイトに掲載するなど迅速な対応を行った。

○ 内部監査室 … **資料2参照**

内部監査室において、平成22年4月に「平成22年度内部監査計画」を作成し、9月に「諸手当の状況」の監査を実施し、通勤手当及び扶養手当において、過払いが生じていた者に手当等の返納を実施した。また、10月に「科学研究費補助金」の監査を実施し、特段の問題がないことが確認された。

内部監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。

○ 監事監査 … **資料3参照**

平成22年6月に平成21年度期末監事監査を実施し、「平成21年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。また、平成22年12月に平成22年度期中監事監査を実施し、「期中における平成22年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。

なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。

○ 規則等の見直し … **資料4参照**

国からの要請に基づき、国家公務員退職手当法改正に準拠し、平成22年4月に「職員退職手当規則」の必要な改正を行った。また、同年11月に給与法改正に準拠し、俸給月額の見直し等を実施するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。

また、平成23年3月末に経営支援課の廃止に伴い、「組織運営規則」、「事務組織規則」等の必要な改正を実施した。

これらのほか、必要な規則等の見直しを実施した。

(6) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組

① 国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会（第3回）」を平成22年7月2日に開催した。

② 社団法人国立大学協会との連携強化

当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、(社)国立大学協会との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに国立大学協会との意見交換会を毎月1回実施している。

③ 国民からの意見聴取

当センターの業務・マネジメントに関し、国民からの意見を聴取するため、平成21年9月から当センターのウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。なお、平成23年3月末までに意見の実績はない。

(7) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

① 研修への参加 … **資料5参照**

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り参加させている。平成22年度は、19件の研修に延べ32名が参加（対前年度比：5件増、6名増）した。

② 経費の削減・効率化のための職員への意見募集 … **資料6参照**

平成21年度に策定した「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について（平成21年10月1日付理事長決定）」に基づく「経費の削減・効率化のための職員への意見募集」において職員から提案のあった意見を踏まえ、平成22年度から所属部署を越えた職員の協力体制の推進によって、派遣職員の削減等を実施した。

2 外部委託の検討・実施状況

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

○ 学術総合センター共用会議室の管理運営業務

学術総合センター共用会議室等においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務、請求補助業務の管理業務全般について、引き続き外部委託を実施している。

3 事務情報化の推進状況

3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

(1) ITインフラ等の契約の見直し

ITインフラについて、現在利用しているものに比べ低廉なものが登場している状況を踏まえ、ネットワークやホスティングサーバーの見直しを実施し、十分な内容かつ割安なサービスに移行し、事務処理及び経費の効率化を図った。

(2) グループウェアを活用した電子決裁の推進

電子決裁の推進による事務の効率化を図るため、これまで実施していた購入申請、兼業等の許可に係る決裁に加え、平成22年度から、出張依頼、会議等実施、自動販売機売上報告に係る決裁についてグループウェアを活用した電子決裁を導入した。

4 決算情報・セグメント情報の公表の充実

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

(1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映

○ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）への対応

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度から廃止とされる予定の事業等について、組織及び事業の見直し等の対応を実施した。

① 国立大学財務・経営支援懇談会 … **資料7参照**

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会（第3回）」を平成22年7月2日に開催した。（再掲）

② 独立行政法人評価委員会による評価結果への対応

文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、当センターにおける研究成果を業務展開に明確に反映させる方策として、当センター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」の設置等や大学共同利用施設利用者の満足度調査に係るアンケートの回収率強化、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島大学等の関係者との密接な協議など、必要な対応を実施した。

(2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

平成21年度決算から、「大学共同利用施設の管理運営事業」を「国立大学法人等に対する財務経営支援事業」から独立して表示した。

5 経費の削減状況 … **資料8参照**

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き公表する。

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行しており、年度計画以上の効率化が達成できた。

a 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

平成22年度は、以下の取組により、16.9%の効率化が図られた。

- ・ ハイヤーの借上の廃止、建物管理業務や本部－東京連絡所間のネットワーク及びホスティングサービスの仕様、当センターの要覧及び法令集等の加除式図書の必要部数等の見直しにより、経

費の削減が図られた。

- ・ ITインフラについて、現在利用しているものに比べ低廉なものが登場している状況を踏まえ、ネットワークやホスティングサーバーの見直しを実施し、十分な内容かつ割安なサービスに移行し、事務処理及び経費の効率化を図った。(再掲)

b 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

平成22年度は、以下の取組により、15.0%の効率化が図られた。

- ・ 派遣職員により行っていた業務の職員による実施や賃貸借期間満了後の複写機の再契約により、経費の削減が図られた。
- ・ 平成22年度から所属部署を越えた職員の協力体制の推進によって、派遣職員の削減等を実施した。(再掲)
- ・ 国立大学財務・経営情報システムの管理運用業務については、契約内容を見直し、年間契約からスポット契約に変更し、経費の削減を図っている。

(2) 大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

建物の管理業務の仕様見直しの実施により、大学共同利用施設の管理運営費についても経費の削減が図られた。

会議室予約管理システムの管理運用業務については、契約内容を見直し、年間契約からスポット契約に変更し、経費の削減を図っている。

(3) その他業務効率化への取組

① 自律的無駄削減への取組

平成21年度に策定した「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について（平成21年10月1日付理事長決定）」に基づく「経費の削減・効率化のための職員への意見募集」において職員から提案のあった意見を踏まえ、平成22年度から所属部署を越えた職員の協力体制の推進によって、派遣職員の削減等を実施した。(再掲)

② 旅費の節減・効率化

航空機による出張の際取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し、旅費の節減・効率化を図っている。

(4) 業務効率化の具体的成果の公表

平成21年度の効率化の具体的成果については、業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続き当センターのウェブサイトで公表を行った。

6 随意契約の適正化等の推進 … 資料9参照

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

(1) 審査体制の整備方針

契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施することとし、平成21年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ及び競争性のない随意契約、一者応札となってしまう案件の事後審査等を行うこととしている。

(2) 契約事務における一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制

契約事務に係る執行体制については、実施伺の場合、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定され、入札等に係る決議書の場合、「総務課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。

また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。

さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告を行っている。

(3) 整備された体制の実効性確保

上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。

(4) 「随意契約見直し計画」の進捗状況

- 随意契約見直し計画（平成22年4月）を策定し、ウェブサイト公表している。
- 平成22年度の競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料（4,435,300円）」と「貸室賃貸借契約（1,389,060円）」の2件となっている。
- 一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組
平成21年度に策定した改善方策を踏まえ、平成22年度のすべての案件において公告期間の延長やウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し競争性の確保に努めた結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したものうち、一者応札・一者応募であった案件については、平成21年度は4件であったが、平成22年度は2件となった。

(5) 契約における再委託の状況の把握

再委託を行っている契約については、該当はなかった。

(6) 契約状況の点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び平成21年11月24日付文科省第228号文部科学大臣通知に基づき、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争契約等が真に競争性が確保されているか点検見直しを行うため、平成21年度に当センターの監事2名及び外部有識者2名で構成される「独立行政法人国立大学財務・経営センター契約監視委員会」を設置した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行

政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成22年7月9日 文部科学省大臣官房長通知）を踏まえ、平成22年度以降も当該委員会を設置し、平成23年2月には、当該委員会において、平成22年度末までに契約締結が予定されている案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った。このことについて、特段の指摘事項はなく、適切・妥当等と判断された。

7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合

7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）（以下、「整理合理化計画」という。）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されたことを踏まえ、平成22年度においては特段の措置は講じなかった。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。

- ① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。
- ② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。
- ③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

① 各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集・情報提供

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各法人が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行っている。具体的には、当センターが国立大学法人等からの過去の相談実績によって蓄積されたノウハウや専門家を活用することにより、当該相談に対する助言等を行っている。

平成22年度は、26件の相談があり、当該相談にはすべて適切に対応した。

また、過去に受けた法律相談をとりまとめた「法律相談事例集」や過去のメールマガジンで掲載していた担保の解説を総括した「担保解説書」をウェブサイトの財産管理・施設整備に関する情報コーナーに掲載して、当センターの蓄積した情報等の提供に努めた。

② 外部の専門家を活用した法律相談等

センターが、国立大学法人等の財産管理に関する相談のうち、高度かつ専門的な内容を含む相談を受けた場合には、弁護士等の専門家に法律相談を行い問題の解決を図っている。

平成22年度の実績については、以下のとおりである。

(平成22年度の相談の実績)

相談等の内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持管理関係	そ の 他	合 計
相 談 件 数	1 2 (0)	3 (2)	1 1 (4)	2 6 (6)

※ () 内の数値は、法律相談で内数である。

③ 研究協議会の実施

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象として、年2回の研究協議会を以下のとおり開催した。

【第1回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】

- テーマ：(1) 多様な財源を活用した施設整備の取組状況について
(2) 施設マネジメントの必要性とその実践に向けて
(3) 国立大学法人等の資産管理について
(4) 事例紹介
(4-1) 三重大学：公募事業者による地下水浄化施設の整備について
(4-2) 大分大学：厚生労働省補助金を活用した事業について

開催日：平成22年6月7日（月）13：00～17：00

場所：学術総合センター一橋記念講堂

対象者：国立大学法人等関係者

参加者数：274人

【第2回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】

- テーマ：(1) 今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な推進方策について
(2) サステイナブルキャンパスを実現するための視点
(3) 事例紹介
(3-1) 名古屋大学：ファシリティマネジメントに基づく名古屋大学キャンパス
マスタープラン2010
(3-2) 香川大学：民間資金を活用した学生寮整備

開催日：平成22年10月1日（金）13：30～17：00

場所：学術総合センター一橋記念講堂

対象者：国立大学法人等関係者

参加者数：260人

また、参加者に対して、当該研究協議会に係るアンケートを行った結果、「大変参考になった」、「参考になった」と回答した者の割合が、第1回目においては85.5%、第2回目においては93.2%となり、参加者の満足度は高かった。

さらに、当センターウェブサイトの「施設整備の情報提供」のページに、過去の研究協議会の会議資料を掲載するなど、積極的な情報提供に努めた。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

① 施設費貸付事業の実績 … 資料10参照

平成22年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、33国立大学法人（74事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、38,974百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額7,745百万円については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う事業の遅延によるものである。

また、貸付不用額4,385百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったものである。

(平成22年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(27法人) (50事業) 38,792	(3法人) (3事業) 184	(27法人) (53事業) 38,976	(27法人) (52事業) 31,071	(5法人) (6事業) 3,715	(21法人) (33事業) 4,190
病院特別医療機械整備費	(22法人) (24事業) 12,128	—	(22法人) (24事業) 12,128	(21法人) (22事業) 7,903	(8法人) (9事業) 4,030	(13法人) (14事業) 195
合 計	(34法人) (74事業) 50,920	(3法人) (3事業) 184	(34法人) (77事業) 51,104	(33法人) (74事業) 38,974	(12法人) (15事業) 7,745	(26法人) (47事業) 4,385

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準（平成16年8月2日理事長決定）」及び「審査基準等の運用手続き（平成18年3月15日理事長決定）」に基づき適正に審査を実施した。

b 具体的審査内容

平成22年度は、前年度の国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人から当センターへの借入申請時における本審査を実施した。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

平成22年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から36,454百万円（平成21年度からの繰越額184百万円を含む）の長期借入を行った。

b センター債券の発行 … **資料11参照**

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びウェブサイトの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社及び格付機関の選定については、企画競争を実施し、主幹事証券会社については、5社から応札があり、うち2社を選定、また、格付機関については、2社から応札があり、1社を選定した。

【センター債券発行状況】

発行総額（額面価額）	50億円
格付け	AA+（㈱格付投資情報センター（R&I））
引受並びに募集の取扱者	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びみずほ証券㈱
募集の受託会社	㈱三菱東京UFJ銀行

(平成22年度の調達実績)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	38,792	184	—	30,887	184	—	3,715	4,190
病院特別医療 機械整備費	9,608	—	2,520	5,383	—	2,520	4,030	195
合 計	48,400	184	2,520	36,270	184	2,520	7,745	4,385

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（2,480百万円）を除いた額である。

c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人等の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降、毎月1回実施した。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成23年2月4日に条件決定し、同月25日に発行した。

なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応した。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちにセンターに報告するよう、国立大学法人等に対し、メールマガジン及び電子メールにて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別で状況の確認を行った。

d 金融市場の状況把握

資金調達、特にセンター債券発行に向けて、金融市場の状況などを把握するため、担当職員を証券会社等民間機関が主催するセミナーへ参加させた。

【セミナー参加状況】

○22. 6. 18	資本市場セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券（株））	3名参加
○22. 7. 28	学校法人財務・経営セミナー（日興コーディアル証券（株））	4名参加
○22. 9. 17	資本市場セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券（株））	1名参加
○22. 9. 27	政府系機関セミナー（みずほ証券（株））	2名参加
○22.10. 8	日興コーディアル金融セミナー（日興コーディアル証券（株））	1名参加
○22.12.10	資本市場セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券（株））	2名参加
○23. 2. 15	日興コーディアル証券セミナー（日興コーディアル証券（株））	2名参加

④ 債権回収及び債務償還の状況 … **資料12参照**

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）した。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、3国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

平成22年度の債権回収については、要回収額15,707百万円に対し、15,707百万円を回収し、回収率100%であった。また、債務の償還については、回収した金額のうち13,220百万円を財政融資資金に償還した。

なお、平成23年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

（平成22年度の償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	336,439	36,270	184	13,220	359,673	4,673	15,707	384,672	5,141
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	275			

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人等からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当。

※国立大学法人等からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当。

（2）施設費交付事業

（2）施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

① 施設費交付事業の実績 … **資料13参照**

平成22年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等（100事業）に対し、施設整備等に必要な資金7,090百万円を交付した。

交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。

なお、次年度確定見込額1,729百万円については、複数年度事業として年度途中に交付しているもの及び東日本大震災に伴う事業の遅延によるものである。

(平成22年度の交付実績)

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (98事業) 5,600	(90法人) (98事業) 5,600	(82法人) (82事業) 3,871	(16法人) (16事業) 1,729	—
不動産購入費	(2法人) (2事業) 1,490	(2法人) (2事業) 1,490	(2法人) (2事業) 1,490	—	—
総 計	(90法人) (100事業) 7,090	(90法人) (100事業) 7,090	(83法人) (84事業) 5,361	(16法人) (16事業) 1,729	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（以下、交付要綱という）」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めと合致したものか等について審査し、適正と認められたため、交付決定を行った。

また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出された実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められたために交付金の額の確定を行った。

これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、8国立大学法人に対して、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。

③ 施設費交付事業の財源の確保 … **資料14参照**

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成22年度は、6国立大学法人から130百万円が納付された。また、当センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、平成22年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金5,600百万円及び平成22年6月に当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料501百万円（※1）の収入があった。さらに、施設費交付事業の財源とするため、資金を運用し、14百万円（※2）の運用益を得たところである。

※1：土地使用料501百万円のうち113百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額388百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2：14百万円は平成22年度における現金収納額。そのほか、平成23年度に満期となる国債に係る利息が1百万円ある。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るため、また、文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成21年度に係る業務の実績に関する評価」において、「研究テーマの設定から、センターの業務展開との関係付けを図っておくなどの努力が期待される」との指摘を受けて、センターの事業展開との関係付けを踏まえ、（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動、（2）国立大学附属病院の経営状況調査、（3）内外の高等教育財政に関する調査研究活動、（4）国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、（5）IMHE事業等への参加などを行っており、また、（6）これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めた。

（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関係する調査及び研究を行う。

① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。

特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を継続するとともに、4年間の成果のとりまとめを行う。また、国立大学の組織・運営や財務管理等について、学長らを対象に実施したアンケート調査結果の詳細分析をとりまとめ、その最終報告を行う。

平成19年度から、国立大学の授業料の在り方と基盤的教育研究経費を支えるための経費水準についての研究を中心的なプロジェクトとして実施し、外部の高等教育研究者と協力し、授業料の設定及び基盤的教育研究経費の算出に関わる①国内の歴史的経緯に関する研究、②海外との国際比較研究、③国内におけるデータ収集と分析、の3つの側面から調査研究を進めており、平成22年度は、2回の研究会を開催した（第1回：平成22年6月7日、第2回：平成22年10月1日）。

国立大学の授業料の在り方の研究については、英国のオックスフォード大学、イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）、米国のハーバード大学等で海外調査を実施し、歴史的、実証的及び国際比較による研究を進め、研究成果の一部は当センターの紀要である『大学財務経営研究』において、それぞれ論文として公表した。

基盤的教育研究経費の算出に関わる①国内の歴史的経緯に関する研究では、「講座研究費」及び「校費」の概念と根拠、並びに校費の下位概念（「学生経費」、「教官研究費」等）の実態と積算校費単価の比較をし、公立大学に対する地方交付税財源措置に関する研究成果とともに、平成22年5月30日に日本高等教育学会第13回大会で発表を実施した。

②海外との国際比較研究については、欧米の政府予算制度と内部資金配分制度に関する情報収集を継続しており、過年度の情報と総合して、当センター研究部から日本の高等教育機関への示唆を抽出する作業を実施している。特に英国アストン大学講師のマーガレット・ウッズ氏と共同で進めている内部資金配分制度の日英比較研究のため、平成23年2月6日から13日にかけて英国内の5大学（インペリアル・カレッジ、アストン大学、デモンフォート大学、ハダスフィールド大学、シェフィールド大学）を調査した。また、英国における高等教育予算削減と授業料上限引上げをセットにした新政策について、大学側の対応策をヒアリングし、現地における最新の情報を得た。

③国内調査におけるデータ収集と分析については、平成20年12月から平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、詳細な分析結果を平成22年5月30日に日本高等教育学会第13回大会において発表した。その後、既存の分析内容を深めるとともに、追加の分析結果を加えて、平成22年9月に最終報告書（研究報告第12号）を刊行し、全国の国立大学法人

等に配布した（配布数：516冊）。また、同時に国内の国立大学における教育研究経費の実態調査を実施し、10月末時点で財務データの収集を終了し、実際の経費の算出と分析をし、さらに、研究論文データベース（Web of Science）から学術論文等の刊行物実績を把握し、投下された研究費との相関分析を実施した。

そのほか、国公立大学の法人化後の実態を継続的に把握するため、平成22年4月23日に横浜市立大学、8月25日に北見工業大学、10月8日に福井大学、11月12日に山形大学、12月9日に宮城教育大学の訪問調査を実施した。

上記のうち、「基盤的教育研究経費を支えるための経費水準についての研究」については、平成22年度を最終年度としているため、研究成果の最終的な取りまとめを実施した。

（2）国立大学附属病院の経営状況調査

② 国立大学附属病院の経営状況を把握するため、資料・データの収集、整理及び分析などの調査研究を進める。

国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境が非常に厳しい状況を踏まえ、特に当センターの主要な業務である施設費貸付事業に関連して、平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態の正確な把握・分析のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を開始している。

具体的には、各大学がより効率的、効果的に病院経営を実践できるよう、以下の3点からなる国立大学病院財務管理指標の提案に向けて調査研究を進めている。

- ① ユニットコストの推定・比較：平成22年度から数大学を対象として試行している。
- ② 大学における財務構造とユニットコストの比較：大学間の差異の要因を分析し、各大学が自らの財務構造を見直すためのテンプレート（計算モデル）の作成に向けて検討を進めている。
- ③ 財務計画テンプレートの作成：当センター融資部門と連携しつつ、各大学が自ら長期的な財政計画を構築するためのテンプレートの検討を進めている。

このうち「大学における財務構造とユニットコストの比較」については、中間報告として病院の資産データ（特に設備関係）を経年別に整理・分析し、病院経営に与える影響、大学の種別（旧帝国大学、新設医科大学等）による傾向（設備更新の状況、規模等）、今後の設備更新の方向性などをまとめ、病院長会議を通じて各大学病院に報告（平成23年3月7日）した。

そのほか、附属病院における医療技術製品の政府調達について、そこにかけられた事務コスト、職員の負荷、所要時間を分析する研究を2つの国立大学附属病院の協力のもとに行った。この研究成果は、内閣府行政刷新会議・公共サービス改革分科会のヒアリング会合（平成23年1月20日）で発表を行い、また、『フィナンシャル・レビュー』誌（財務省財務総合政策研究所刊）の平成23年度第3号（通巻第104号）に論文が掲載された。

さらに、平成22年度に就任した当センターの新理事長のリーダーシップの下、国立大学附属病院の危機的財務状況に起因する「地域医療の最後の砦としての公的使命機能」及び「教育研究機能」の低下に対して、当センターがより一層充実した支援機能を果たすため、準備委員会による2回の検討を経て、平成22年8月に、センター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」を設置し、当センターの実施する貸付事業等により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため、当センターが行う附属病院の分析や貸付・交付事業等の在り方について検討を開始した。（開催実績 第1回：平成22年10月25日、第2回：平成23年1月31日、第3回：平成23年3月29日）

また、当該検討チームをより効果的に機能させるため、ワーキンググループを設置し、平成23年度に実施する調査研究の詳細なターゲットの絞り込み、スケジュールなどを整理し、第3回の検討会議に報告した。（開催実績 第1回：平成23年2月22日、第2回：平成23年2月28日、第3回：平成23年3月9日）

なお、この取組は、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果において調査・研究の必要性が指摘されており、また、平成21年6月18日参議院文教科学委員会においても国立大学附属病院の運営状況の把握等の必要性が議論されていることに的確に答えようとしたものである。

(3) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

- ③ 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。本年度は、従来から進めてきた米国、英国の他、北欧系諸国の大学財政についても調査を行い、大学の予算制度及びその配分について日本との比較研究を進める。

高等教育財政の調査研究に関連して、平成22年7月24日から27日に米国・サンフランシスコで開催された米国大学経営管理者協会（NACUBO）の年次総会に参加した。本総会のメインテーマは、緊縮財政の下での大学運営について、理論と実践の橋渡しを検討するものであり、同国の研究者及び実務担当者との意見交換・研究交流を通じて情報収集を進めた。また、米国テネシー州において、州内の高等教育機関に対する経常予算額を算出する算式（フォーミュラ）に、大学の業績を反映させる大きな改革があり、その経緯、趣旨、内容、既存の業績ファンディングとの関係を詳細に確認するため、同州高等教育委員会の財政分析ディレクターであるラス・デイトン氏とリサーチディレクターの柳浦 猛氏を日本に招聘し、特別講演会（参加者数44名）と研究会を実施した。

その後、平成22年11月2日から3日に国際シンポジウム「大学の活力を育てる：大学支援機関の役割」を開催し、海外5名（米国・英国・フランス・韓国・OECD）、国内5名の講師を招聘し、95名の参加者を得て、盛況のうちに終了した。その成果については、報告書にまとめて、平成22年度中に刊行した。

また、平成20年度から平成21年度に実施した大学の設置形態に関する国際比較研究プロジェクト（海外7カ国と日本のガバナンス比較）について、その研究成果の深化等を図り、平成22年9月に研究報告第13号として刊行し、全国の国立大学等に配布した（配布数：516冊）。

北欧諸国の動向に関する研究活動については、フィンランド・ヘルシンキ大学から講師4名を招聘し、平成23年2月4日に「フィンランドと日本の大学改革：第2回フィンランド日本高等教育セミナー」を東京で開催した（参加者数59名）。本セミナーには、外国人研究員としてデンマークから招聘したエヴァンシア・シュミット氏も参加し、ノルディック諸国で進む機関統合や自律性の付与、業績連動の資源配分を中心とした大学改革と日本の国立大学法人化を比較検討した。また、平成21年度に外国人研究員として招聘したノルウェー・オスロ大学教授のトム・クリステンセン氏から研究紀要への本研究に関連した論文の寄稿を得ている。

(4) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

- ④ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成21年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去6年間の時系列比較分析を行う。

当該年度計画に関しては、平成21年度の各国立大学法人の決算データを収集し、データの加工整理・分析を実施した。なお、本作業は『平成22年度版国立大学の財務』の刊行の基礎作業となっている。また、平成21年度の各国立大学法人の予算・収支・資金計画等についても、データを収集し、上記の決算と予算との関係性についての調査・分析を併せて実施した。なお、平成22年度についても、平成21年度に引き続き各国立大学法人の財務・経営情報をより良く活用できるように『国立大学法人財務データ概要』（A4サイズのコンパクト版）を作成した。平成23年2月22日には、『平成22年度版 国立大学の財務』刊行記念セミナーを実施し、『国立大学法人財務データ概要』を関係機関に配布した。

(5) IMHE事業等への参加

- ⑤ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。

当センターの現研究部長は、OECD-IMHE事業の運営委員会（Board）メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから、日常的にIMHEの活動状況を確認しながら、日本国内における研究活動の進展を図っている。このような協力・交流関係を基に、平成22年11月2日から3日に開催された既出

の国際シンポジウムでは、OECD-IMHEの分析官であるファブリス・エナール氏を日本に招聘した。

また、平成19年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果について、その後、政策科学的視点から考察した結果を論文にまとめ、平成22年5月1日に米国教育研究学会(AERA)年次総会で発表した。その際に、米国を主とした高等教育研究者との研究交流を図った。なお、同論文は、米国教育省のERICデータベースに所蔵されている(論文番号:ED510030)。

平成22年10月7日から8日には、カナダ・バンクーバーのブリティッシュ・コロンビア大学で開催された第7回高等教育改革国際ワークショップにおいて、当センター研究部が日本を代表して発表を行うとともに、各国研究者との研究交流を図っている。

なお、外国人研究員(客員准教授)として、デンマークのオーフス大学准教授のエヴァンシア・シュミット氏を平成23年1月30日から2月12日に招聘して、日本の国立大学法人における科学技術研究とその財源措置を国際的視点から検討し、デンマークの科学技術政策との比較研究を実施した。研究成果の一端は、平成23年2月4日に「フィンランドと日本の大学改革:第2回フィンランド日本高等教育セミナー」で発表され、最終成果はワーキングペーパーとして取りまとめられている。

平成23年3月11日から13日には、英国のオックスフォード大学で開催された『日本・イギリス・ヨーロッパにおける国家と大学』についての高等教育国際セミナーに出席し、日本の大学改革の現状を報告し、各国参加者と情報交換し、研究交流を図っている。平成23年3月14日には、イングランド高等教育財政カウンシル(HEFCE)を訪問し、英国の高等教育財政についてインタビューを実施し、3月25日には、米国のハーバード大学を訪問し、同国の高等教育財政の現状について関係者にインタビューを実施した。

(6) 調査研究成果の公開 … **資料15参照**

⑥ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

① 高等教育財政・財務研究会

平成22年度は、平成22年6月5日、26日、7月12日、平成23年3月5日に4回開催した。なお、第5回は、平成23年3月23日に開催予定であったが、東日本大震災のため、やむを得ず中止した。

② シンポジウム

平成22年11月2日から3日に国際シンポジウム「大学の活力を育てる:大学支援機関の役割」を開催し、海外5名(米国・英国・フランス・韓国・OECD)、国内5名の講師を招聘し、95名の参加者を得て、盛況のうちに終了した。その成果については、報告書にまとめて、平成22年度中に発刊した。

(再掲)

また、平成23年2月4日には、フィンランド・ヘルシンキ大学から講師4名を招聘し、「フィンランドと日本の大学改革:第2回フィンランド日本高等教育セミナー」を東京で開催した(参加者数59名)。

③ 講演会

平成22年4月9日に「大学における監査文化の圧力とアカデミズムへの影響」をテーマに、ラッセル・クレイグ氏(ニュージーランド・カンタベリー大学教授)による講演会を開催した(参加者数:44名)。

また、平成22年9月29日に「テネシー大学における高等教育政策の転換とファンディングの改革」をテーマに、ラス・デイトン氏(テネシー州高等教育委員会財政分析ディレクター)と柳浦 猛氏(同リサーチディレクター)による講演会を開催した(参加者数:44名)。

④ 研究紀要等

研究報告第12号及び第13号を平成22年9月に刊行し、全国の国立大学等に配布した(配布数:各516冊)。また、『大学財務経営研究』(第7号:229頁)を平成22年12月に刊行し、計463冊を配布した。

なお、研究部の刊行物は基本的にすべて当センターのウェブサイトで公開しており、平成22年度のダウンロード件数は総計24,043件となっている。

⑤ **基盤的調査研究の成果**

そのほか、各専任教育研究職員の基盤的調査研究の成果は資料15のとおりである。

⑥ **社会貢献**

高等教育財政・財務に関連して、当センター研究部員が、文部科学省等の審議会・研究会に学識経験者として、以下のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。

金子 元久	文部科学省中央教育審議会委員
丸山 文裕	文部科学省政策評価に関する有識者会議委員
水田 健輔	文部科学省今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議 キャンパス計画検討ワーキンググループ委員
澤田 佳成	国立大学協会経営支援委員会病院経営小委員会委員

4 財務・経営に関する情報提供等

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 … 資料16参照

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。
- ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

平成22年9月に「研究報告第12号」、「研究報告第13号」を刊行、12月には「大学財務経営研究第7号」を刊行し、各国立大学法人等へ配布するとともに、一般にも広く情報提供するため、ウェブサイトに掲載した。

なお、冊子希望者に対し随時配布を行った。

<<配布件数>> (平成23年3月末)

- | | |
|---------------|------|
| ○ 研究報告第12号 | 490冊 |
| ○ 研究報告第13号 | 483冊 |
| ○ 大学財務経営研究第7号 | 484冊 |

② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

「国立大学法人経営ハンドブック第3集」を刊行し、各国立大学法人等へ配布するとともに、一般にも広く情報提供するため、ウェブサイトにも掲載した。

また、「国立大学法人経営ハンドブック第2集、第3集」の電子化を行い、一般にも広く情報提供するため、ウェブサイトへ掲載した。

③ 「国立大学の財務」(平成22年度版)の刊行・提供

平成21事業年度国立大学法人決算に基づいた財務諸表等データの集計・分析業務等を平成22年10月より開始し、その結果を取りまとめ、「国立大学の財務」(平成22年度版)として、平成23年3月に刊行した。

<<配布件数：579冊(平成23年3月末現在)>>

なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務(平成22年度版)刊行記念セミナー」を平成23年2月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部の教員から詳細に解説した。

④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催

国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人等の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成22年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人等の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を実施した。

また、各国立大学法人等における財務レポート及び環境報告書の作成の参考に資するため、当センターのウェブサイトこれらへのリンクを作成し、公開した。

⑤ 「国立大 F & M マガジン（メールマガジン）」の発刊 … **資料 17 参照**

当センターの情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、国立大学法人等における経営実績レポート、経営相談 Q & A 情報等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大 F & M マガジン」を発刊した。（原則月1回、平成22年度実績14回）

また、本メールマガジンのバックナンバー等を当センターのウェブサイトに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については別途閲覧可能とするなど、広く普及に努めた。

《配信件数：2,965件（平成23年3月末）》

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言 … 資料 18 参照

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

実務の現場で活躍する国立大学法人の部課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の係長クラスや若手職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。

- ・財務経営支援研究会調査・相談員（平成22年度：16名）
- ・病院経営支援研究会調査・相談員（平成22年度：8名）

【財務経営支援研究会】

① 国立大学法人における先進的取組事例の情報提供

各国立大学法人の業務実績報告書から取組事例を抽出し、取りまとめの上、「平成21事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」として当センターのウェブサイトに掲載し、情報提供を行った。さらに、その中から3つの特徴的な事例について、外部の調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査概要については、平成23年3月に情報提供を行った。

② 先進的取組に関するアンケート調査の実施

各国立大学法人における今後の業務に資する情報となることを期待し、外部の調査・相談員等の協力の下、どのような情報を各国立大学法人が必要としているか精査し、アンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取組に関するアンケート（契約調達関係）を実施した。

これに対して、全国立大学法人から回答を得るとともに、これを定量的データに加工し、グラフ化する等、見やすさに配慮し、全国立大学法人へ調査結果をフィードバックした。

③ 第3回国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして、一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることを目的とし、国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催した。

グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らがテーマ等を企画・構成し、活発な議論等が行われた。その後、グループワークの討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載した。

- ・開催日：平成22年10月28日～29日
- ・参加者数等：国立大学法人、大学共同利用機関法人、(社)国立大学協会（計86名）

④ 第4回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学法人等の経営力向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

基調講演、分科会・発表等の内容で若手職員自らが、現場職員の目線で企画・構成し、活発な議論等が行われた。その後、分科会等の討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当セン

ターのウェブサイトに掲載した。

・開催日：平成22年11月29日～30日

・参加者数等：国立大学法人、大学共同利用機関法人、(社)国立大学協会（計116名）

【病院経営支援研究会】

① 国立大学附属病院における先進的取組事例の情報提供

各国立大学附属病院から各国立大学附属病院における先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。さらに、取りまとめた事例の中でも特徴的な取り組みについては、当センターのワーキンググループによる訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

なお、調査結果については、平成23年3月に各国立大学附属病院に対して、情報提供を行った。

② 第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。具体的には、病院事務部長による基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で附属病院若手職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。

その後、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載した。

・開催日：平成22年11月18日～19日

・参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省（計116名）

③ 国立大学附属病院係長クラス勉強会の開催

国立大学附属病院の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、附属病院係長クラスを対象とした勉強会を開催した。具体的には、国立大学長及び医学部勤務等の経験を持つ当センター理事長による基調講演、グループワーク、クロス討議、各テーマに沿った発表及び全体会といった内容で病院の係長クラス職員が企画・構成し、活発な議論が行なわれた。

・開催日：平成23年1月20日～21日

・参加者数等：国立大学附属病院（計97名）

【経営相談等】

若手職員勉強会（財務経営・病院経営）参加者、契約手法改善ワークショップ（病院経営）参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。

（3）大学共同利用施設の管理運営 … 資料19参照

（3）大学共同利用施設の管理運営

① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。

ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実

ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供

エ) 業務の外部委託の促進

大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務などの管理業務全般について、引き続き、業務委託により実施した。

① 施設の利用促進

ア) 広報活動の充実

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際にパンフレットを配布、メルマガにおける周知等のPRに努めたほか、平成22年度は、さらなる大学共同利用施設の利用促進を図り、下記の取組を行った。

- ・大学共同利用施設パンフレットのリニューアル。
- ・DMの発送等
 - i) 昨年度に引き続き、会員数200名以上の学会、会議コーディネート会社等へ発送。
 - ii) 首都圏以外の国立大学法人及び公私立大学の就職担当課へ会議室利用案内の発送。
 - iii) 会議室予約管理システムに登録されている利用者へ電子メールにて利用促進発信。

イ) 情報提供サービスの充実

共用会議室予約システムにより、当センターのウェブサイトから24時間、共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるオンデマンドサービスを提供している。

ウ) 施設利用に伴うサービスの提供

利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営、機器等の貸与サービスを実施している。

エ) 業務の外部委託の促進

平成22年度は、引き続き下記について外部委託を実施した。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務
- ・会議室予約管理システム管理業務

オ) その他

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際には、当センターで管理している会議室等の大学共同利用施設を帰宅困難者のために宿泊場所として提供するとともに、ウェブサイトに震災関連情報を提供した。さらに、震災に伴う会議室等の大学共同利用施設の予約キャンセル等については、キャンセル料を無料とする措置をとった。

② 施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。

② 大学共同利用施設の稼働率

平成22年度の平均稼働率は、65.45%（前年度67.43%）であった。前年度比1.98ポイントの減少であったが、6割以上の稼働率を得たことから、年度計画を達成した。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が主たる要因で前年度に対し、稼働率の減少が見られた。

③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。

③ アンケート調査結果

利用者へのアンケート調査の結果、大学共同利用施設利用者の満足度は100%であり、年度計画に掲げている平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり、年度計画を達成した。

なお、アンケート調査の回収率については、28.64%（対前年度24.05%）であり、前年度に引き続き、回収率の向上のための取組として、学術総合センター1階・2階にアンケート箱を設置している

ほか、大学共同利用施設利用の際には、必ずアンケート提出に協力していただくよう促した。

④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、本件に係る経過措置として国の要請に基づき、キャンパス・イノベーションセンターの施設の管理・運営を行う機関である東京工業大学にCIC東京、大阪大学にCIC大阪を無償で貸付を行った。

(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への共用を行う。

また、国立大学法人等の協力を得て、これに必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。

平成22年度には、新たに2国立大学法人から利用登録申請があり、平成22年度末における利用登録は、82国立大学法人、4大学共同利用機関法人、(独)国立高等専門学校機構、(社)国立大学協会の計88法人となった。

5 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分 … 資料20参照

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地（以下、跡地という）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19年4月24日に決定された。

当センターは、その跡地の処分について、プロジェクト事業予定者と協議を進めてきたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から当事業への撤退の申し出がなされたことから、次点の事業予定者も協議を行ったが、平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされた。

このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、当センターは、平成21年7月末に広島市に対し、土地等の取得期限の延長。さらに平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解した。

その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、センターは土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解した。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成21年度に係る業務の実績に関する評価」において、「広島市や広島大学との密接な協議とともに、当センターとしてのリーダーシップの発揮が求められる」との指摘を受けたことから、当該跡地の処分に向けて、より密接な協議をするため、平成22年度には、当センターが中心となり、当該跡地に係る関係者（広島市、広島大学及び独立行政法人都市再生機構等）と打合せを11回実施しており、早急に処分できるよう努めている。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されている。

平成22年度は、平成22年4月23日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転した。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行った。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定である。

(2) 承継債務償還 … 資料2-1参照

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還などを実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）している。

平成22年度の債権回収については、要回収額61,435百万円に対し、61,435百万円を回収し、回収率100%であった。また、承継債務の償還については、回収した全額を国に償還した。

なお、平成23年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

(平成22年度償還実績)

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	年 度 末債務残高	利 子支払額	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	558,312	61,435	496,877	14,801	61,435	14,801
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	558,312	61,435	496,877	14,801	61,435	14,801

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保 … 資料2.2参照

- 1 自己収入の確保
大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

○ 大学共同利用施設に係る収入

大学共同利用施設については、DM発送など利用促進のための広報活動の充実を実施したが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるキャンセルが主な要因となり、以下の貸付料収入となった。

・学術総合センターの共用会議室 113,745千円（126,575千円）

※（）書は平成21年度の実績。

2 人件費の削減

- 2 人件費の削減
平成22年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて5%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。
なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

① 常勤役職員に係る人件費

平成22年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、212,018千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し15.9%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。

② 給与規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成22年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額の変額改定、期末・勤勉手当の年間支給割合を引き下げ、55歳を超える職員の俸給月額等の減額措置及び病気休暇による俸給の半減に係る結核性疾患の場合の特例措置の廃止等を行うために「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。

③ 事務職員の給与水準 … 資料2.3参照

平成22年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレース指数）は102.5となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は96.3となり、国家公務員よりも低い水準である。

④ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況

レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。

⑤ 法定外福利費の状況

法定外福利費については、下記の支出実績があった。

・外国人研究員宿舍借上費	92千円
・役員宿舍借上費（手数料等含む）	1,485千円
・健康診断費	313千円
・役員普通傷害保険料	310千円
・職員労災保険（法定外補償）	92千円

IV 短期借入金の借入状況

平成22年度において、実績はなかった。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成22年度において、実績はなかった。

VI 剰余金の使用実績

平成22年度においては、第1期中期目標期間繰越積立金のうち15,679千円を取崩し、第1期中期目標期間において自己収入で購入した固定資産の減価償却額に充当した（※）。

※）現金の支出を伴わない、会計上の処理である。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

① 人事管理の方針

平成22年度については、平成21年5月末で研究部長（教授）が退職したため欠員となっていたポストについて、平成22年4月に教授1名を採用し、同者が新たな研究部長に就任した。平成22年度は研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。

人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。

② 職員研修 … **資料5参照（再掲）**

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り参加させている。平成22年度は、19件の研修に延べ32名が参加（対前年度比：5件増、6名増）した。（再掲）